

(写)

事務連絡
令和2年7月2日

各都道府県・指定都市・中核市

生活福祉資金貸付制度主管部局・生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付に関する対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、各都道府県社会福祉協議会等関係者の皆様のご尽力により、本年6月20日時点までの速報値で、緊急小口資金が、申請件数 460,560 件、決定件数 435,087 件（決定金額 771.7 億円）、総合支援資金が、申請件数 122,509 件、決定件数 97,225 件（決定金額 510.0 億円）の実施状況となっております。

総合支援資金の特例貸付（以下、「特例貸付」という。）については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年5月18日社援0518第1号厚生労働省社会・援護局長通知）により、実施していただいているところですが、特例貸付としての貸付期間について原則3ヶ月を超える貸付を実施する場合の具体的な取扱いについては、本日以降の貸付期間の延長について、下記のとおりとすることとしましたので、対応に遺漏なきよう願います。

なお、「総合支援資金の特例貸付の円滑な対応について」（令和2年5月11日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）により、緊急小口資金から総合支援資金への円滑な移行のための対応については、既にお示ししているとおりであるので、再度、内容を確認し対応に誤りのないよう徹底を重ねて御願います。

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市区町村生活福祉資金貸付制度主管部局へ周知いただき、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）生活困窮者自立支援制度主管部局に周知し、市区町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、自立相談支援機関へ周知いただきますよう、よろしく願います。

また、全国社会福祉協議会におかれては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会への周知に万全を期すよう願います。